

争議行為の予告について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、静岡県民主医療機関連合会労働組合から次の事件に関し争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により次のとおり公表する。

令和7年11月6日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 事件

2025年度 年末一時金引上げ要求実現

2025年度 年度末一時金要求実現

2026年度 賃上げ要求実現

2 日時

令和7年11月13日午前8時30分以降 争議目的が解決するまで

3 場所

三島市八反畑120－7

三島共立病院

静岡市葵区田町5－90

静岡田町診療所

浜松市中央区佐藤1－22－22 浜松佐藤町診療所

4 概要

3に掲げる場所において、あらゆる形の争議行為を実施する。